

議案第90号

大阪市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例案

大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第6条中「者は」を「者は、市規則で定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第10条第1項の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可（以下「使用許可」という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

第8条中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第1号中「第6条の許可（以下「使用許可」という。）」を「使用許可」に改める。

第10条第1項中「の使用許可を受けた者（第13条において「使用者」という。）を「を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、特定施設の使用許可を受けた者（第13条において「使用者」という。））」に改める。

第11条を次のように改める。

（使用料の納付の時期）

第11条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

第13条ただし書中「ただし」を「ただし、市長は」に、「ときは」を「ときは、市規則で定めるところにより」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第1号中「使用者の責めに帰すことのできない」を削り、同条第2号中「特定施設の使用を開始する前」を「市規則で定める日まで」に改め、同条中第3号を次のように改める。

- (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかつたとき

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大阪市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項、第10条第1項、第11条及び第13条の規定は、改正後の条例第10条第1項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、特定施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

障害者スポーツセンターの使用許可の要件並びに使用料の納付の義務を負う者の範囲、納付の時期及び還付の方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市障害者スポーツセンター条例 (抄)

(使用の許可)

第6条 別表第1に掲げる舞洲障害者スポーツセンターの施設及び別表第2に掲げる長居障害者スポーツセンターの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、**市規則で定めるところにより**、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第10条第1項の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可(以下「使用許可」という。)を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の**使用の許可**を取り消し、**使用許可**

その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により**第6条の許可**(以下「**使用許可**」という。)を受けたとき

(2)-(3) 省 略

(使用料)

第10条 別表第1アに掲げる施設及び別表第2に掲げる施設(以下「特定施設」という。)の**使用**

許可を受けた者(第13条において「使用者」という。)

しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、特定施設の使用許可を**は**、別表第1ア及び別表第2に定める額の**使**を受けた者(第13条において「使用者」という。))

費用を納付しなければならない。

2 - 3 省 略

(使用料の納付の時期)

第11条 使用料は、**前納**しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、**市規則で定める日までに納付**しなければならない。

後納することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、**市規則で定めるところにより**、その全部又は一部を還付することが**ある**。**できる**。

(1) 災害その他**使用者の責めに帰すことのできない特別の事由**により特定施設を使用すること

ができなくなったとき

- (2) 使用者が特定施設の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、指定市規則で定める日まで

管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

- (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

- (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき